伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第17号

伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市営住宅管理条例施行規則(平成16年伊賀市規則第175号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市営住宅管理条例(平成16年伊賀市条例第206号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条及び第4条を削る。

第2条第1項中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同条第2項中「、納税証明書のほか、連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び収入を証明する書類」を「及び市税の完納証明書」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(入居の申込み)

第2条 条例第7条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

第5条第1項を次のように改める。

条例第10条第1項第2号の規定により定める緊急連絡先となる者(以下この条において「緊急連絡人」という。)は、2人(住所地又は勤務地が三重県内に所在する入居決定者の3親等以内の親族(同居親族を除く。)又は三重県内に営業拠点を有する居住支援を行う法人等を緊急連絡人とする場合にあっては、1人)とする。

第5条第2項中「緊急連絡先となる者の住民票の写し」を「緊急連絡人の住民票の写し (法人にあっては、登記事項証明書)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次 に次の1項を加える。

- 2 条例第10条第1項第2号に規定する緊急連絡先届出書は、様式第3号による。 第5条に次の3項を加える。
- 4 緊急連絡人の役割は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 入居者と連絡が取れない場合において、入居者又は関係者への連絡その他の方法による安否確認への協力
 - (2) 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応への協力
 - (3) 滞納使用料の納付督促及び納付催告への協力
- 5 入居者は、緊急連絡人が氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、その事実を知った日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 入居者は、緊急連絡人が次に掲げる場合に該当することとなったときは、14日以内に 新たな緊急連絡人を確保し、市長に届け出なければならない。
 - (1) 死亡した場合
 - (2) 破産手続開始の決定を受けた場合
 - (3) 三重県内に住所地、勤務地が所在しなくなった又は営業拠点を有しなくなった場合 (緊急連絡人が1人の場合に限る。)
 - (4) 市長が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合 第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条の見出しを「(同居の承認申請)」に改め、同条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。 (同居者の異動の届出)

第6条 条例第11条第3項の規定による届出は、市営住宅同居者異動届出書(様式第5号)によるものとする。

第8条の見出しを「(入居の承継申請)」に改め、同条中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第8条 条例第13条第5項に規定する改良住宅及び地域改善向公営住宅の毎月の使用料は、別表のとおりとする。

第9条の見出しを「(収入の申告)」に改め、同条中「収入申告書(様式第8号)」を「毎年市長が定める期限までに市営住宅入居者収入申告書(様式第7号)」に改める。

第10条の見出し中「の延納減免申請書」を「又は敷金の減免又は徴収猶予」に改め、同条中「条例第15条の規定による使用料の延納の承認又は減免」を「入居者は、条例第15条又は第17条第2項の規定により減免又は徴収の猶予」に、「者」を「とき」に、「市営住宅使用料延納(減免)承認申請書(様式第9号)に延納又は減免」を「市営住宅使用料(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第8号)に減免又は徴収の猶予」に、「証明書」を「書類」に改める。

第11条を削る。

第12条の見出し中「不在」を「一時不在」に改め、同条中「市営住宅不在届出書(様式 第11号)」を「市営住宅一時不在届出書(様式第9号)」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出しを「(一部用途併用の承認申請)」に改め、同条第1項中「住宅団地」を「市営住宅団地」に、「とき」を「と認められる場合」に改め、同条第2項中「市営住宅用途一部変更申請書(様式第12号)」を「市営住宅一部用途併用承認申請書(様式第10号)」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(模様替又は増築の承認申請)

- 第13条 入居者は、条例第26条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替又は増築の 承認を受けようとするときは、市営住宅模様替(増築)承認申請書(様式第11号)によ り市長に申請しなければならない。
- 2 市営住宅の模様替及び増築の承認基準は、次のとおりとする。
 - (1) 模様替 市営住宅をき損しない程度の模様替でやむを得ない事情があると認められるもの
 - (2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が10平方メートル以内のもの

第14条を次のように改める。

(明渡しの届出)

第14条 条例第34条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅返還届出書 (様式第12号) によるものとする。

第15条第1項中「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第15号」を「様式第14号」に改める。

第16条を次のように改める。

(社会福祉事業等に使用する場合の使用料)

第16条 条例第38条第1項に規定する市長が定める額は、収入が公営住宅法施行令(昭和 26年政令第240号)第6条第2項に規定する額である場合の使用料の額とする。

第17条のみだし中「の提示」を削り、同条中「第44条」を「第44条第3項」に、「市営住宅の検査を行う者は、実地検査証(様式第17号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない」を「身分を示す証票は、身分証明書(様式第15号)による」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(社会福祉事業等に使用する場合の準用)

第17条 第11条から第14条までの規定は、社会福祉法人等が市営住宅を使用する場合について準用する。この場合において、第12条第2項及び第13条第1項中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第8条関係)

d th	棟 名	DZ 八	1月当たりの
名称	(宋) 石	区分	住宅使用料
	C 1	一般	3,300円
	C 2	一般	3, 300 円
	С 3	一般	3,400円
	C 4	一般	3,600円
	C 5	一般	3,600円
八幡町簡平団地	C 6	一般	3,300 円
→ ○ 小田田 1 月1 十十万万万円	C 7	一般	3,400 円
	C 8	一般	3,400 円
	C10	一般	3,800円
	C11	一般	3,600円
	C12	一般①	3,600円
	C12	一般②	3,800 円

		,	
	C13	一般	3,800円
	C14	一般	3,900円
	C15	一般	3,900円
	C16	一般	3,900円
	C17	一般	4, 100 円
	C18	一般	4, 100 円
	C19	一般	4, 100 円
	C20	一般	4, 100 円
	C21	一般	4, 100 円
	C22	一般	4,400 円
	C23	一般	4,400 円
	C24	一般	4,400 円
	C25	一般	4,400 円
h Vall	C 1	一般	4, 100 円
久米団地 	C 2	一般	4, 100 円
	T 1	一般	15, 900 円
子安団地	T 2	一般	15, 900 円
	Т3	一般	15, 900 円
丁 州 桥口116	T 1	一般	16,800 円
天神橋団地	T 2	一般	18, 200 円
*m=#	C 1	一般	5,000円
寺田団地 	C 2	一般	8, 100 円
+C-+	T11	一般	17,700 円
坂之西団地	T12	一般	17,700 円
	C 1	一般	5, 100 円
	C 2	一般	5, 100 円
下郡団地	С 3	一般	5, 100 円
	Т1	一般	14,600 円
	Т2	一般	14,600 円

	Т3	一般	14,600 円
	T 4	一般	14,600 円
	1号	一般①	6,000円
さつき団地	1号	一般②	3,000円
0、75回地	2号	一般①	6,000円
	2号	一般②	3,000円
	3号	一般	6,000円
	4号	一般	6,000円
上之丘団地	5号	一般	6,000円
	6号	一般	6,000円
	6号	店舗付	7,500円
	7号	一般	6,000円
	7号	店舗付	7, 500 円
西手団地	8号	一般	6,000円
	9号	一般	6,000円
	10 号	一般	6,000円
久米団地	11 号	一般	6,000円
	12 号	一般	6,000円
	12 号	店舗付	7, 500 円
	13 号	一般	6,000円
	13 号	店舗付	7,500円
	14 号	一般	6,000円
	15 号	一般	6,000円
西之平団地	16 号	一般	6,000円
	17 号	一般	6,000円
	18 号	一般	6,000円
	19 号	一般	6,000円
	20 号	一般	6,000円
	21 号	一般	6,000円

	22号	一般	6,000円
	23 号	一般	6,000円
	24 号	一般	6,000円
大土団地	_	一般①	4,000円
人工和框		一般 ②	8,000円
上柘植団地	_	一般	8,000円
石ヶ畑団地	_	一般	7,000円
丸内団地		一般	3,000円
宝楽山第4団地の一部		一般	4,000円
沢代団地	_	一般	5,000円
城山団地	_	一般	10,000円

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第5号を削る。

様式第6号中「第7条」を「第6条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「収入申告書」を「市営住宅入居者収入申告書」に改め、「公営住宅法及 び伊賀市営住宅管理条例」を「伊賀市営住宅管理条例第14条第1項」に改め、同様式を様 式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第8号】

様式第9号及び様式第10号を削る。

様式第11号中「第12条」を「第11条」に、「市営住宅不在届出書」を「市営住宅一時不在届出書」に、「団地 棟 号室」を「市営住宅 団地 棟 号室」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第12号中「第13条」を「第12条」に、「市営住宅用途一部変更申請書」を「市営住宅 宅一部用途併用承認申請書」に、「団地 棟 号室」を「市営住宅 団地 棟 号室」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第13号中「第14条」を「第13条」に、「増築(模様替)承認申請書」を「市営住宅 模様替(増築)承認申請書」に、「増築(模様替)の」を「模様替(増築)の」に、「増 築(模様替)したい」を「模様替(増築)をしたい」に、「団地 棟 号室」を 「市営住宅 団地 棟 号室」に改め、同様式を様式第11号と、同 様式の次に次の1様式を加える。

【様式第12号】

様式第14号を様式第13号とする。

様式第15号中「伊賀市指令」を削り、同様式を様式第14号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式第15号】

様式第16号及び様式第17号を削る。

附則

伊賀市営住宅管理人設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第18号

伊賀市営住宅管理人設置規則の一部を改正する規則

伊賀市営住宅管理人設置規則(平成16年伊賀市規則第176号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「。以下「条例」という。」を削り、「第35条」を「第43条」に、「より」を「基づき」に、「住宅管理人」を「市営住宅管理人」に、「の職務基準等について」を「に関し」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項中「市長」を「管理人」に、「選定して管理人を委嘱する」を「市長が選定し、委嘱する」に改め、同条第2項中「次の場合に」を「管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該」に改め、同項第2号中「管理人が疾病等」を「病気等」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか、市長が」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「事務処理」を「処理事項」に改め、同条第1項中「の事務」を「に掲げる事項」に改め、同項第1号中「住宅借貸料の徴収」を削り、同条を第3条とする。 第5条第2項中「手当額」を「管理人手当の額」に、「別にこれを」を「市長が別に」 に改める。

附則

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第19号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則(令和3年伊賀市規則第37号)の一部 を次のように改正する。

	Γ				
別表中	基幹農業水利施設ストック	平地	100 分の 10.5	を	
	マネジメント事業	中山間地	100分の8	4	
					1

Γ

	基幹水利施設	100 分の 10.5	
	簡易整備型	平地	100 分の 10.5
基幹農業水利施設ストック マネジメント事業		中山間地	100 分の 7.5
	新規事業	平地	100 分の 9.5
	利凡尹未	中山間地	100 分の 7.5

に改める。

附則

伊賀市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第20号

伊賀市公印規則の一部を改正する規則

伊賀市公印規則(平成16年伊賀市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「人権生活環境部生活環境課長」を「人権生活環境部市民生活課長」に、「企画振興部地域創生課長」を「産業農林部商工労働課長」に、「企画振興部文化振興課長」を

健康福祉部医療福祉 政策課長 「地域力創造部文化振興課長」に、 地域連携部各支所長 を (上野支所長を除 < 。) 健康福祉部医療福祉 に改め、 政策課長 伊賀市社会 てん書 健康福祉部医療福祉 方 1 務会伊 野 所福賀 政策課長 福祉事務所 24.0 分 長祉市 長印 印事社 Γ 館おラ 館おラ 長之れやま おイ を削り、 長やト に改める。 まピ 印だア 印だア

附則

伊賀市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第21号

伊賀市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則 伊賀市予算の編成及び執行に関する規則 (平成16年伊賀市規則第73号) の一部を次のように改正する。

別表第1需用費の部中「、印刷料金及び用品購入基金」を「及び印刷料金」に改める。 附 則

伊賀市文化振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第22号

伊賀市文化振興審議会規則の一部を改正する規則

伊賀市文化振興審議会規則(令和2年伊賀市規則第2号)の一部を次のように改正する。 第7条中「企画振興部文化振興課」を「地域力創造部文化振興課」に改める。

附則

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第23号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年伊賀市規則第105号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

第10条を削る。第9条第2項中「(現物給付用)福祉医療費助成決定通知書(様式第8号の2)によるものとする」を「前条第2項の規定による支払いにより行ったものとみなす」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、受給資格者又はその保護者に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、三重県内の保険医療機関において現物給付用受給資格証を 提示した受給資格者が医療を受けた場合は、医療費の助成は、当該保険医療機関に支払 うことにより行うものとする。ただし、特別な事由がある場合又は市長が必要と認める 場合は、この限りでない。

様式第2号の2中「※中学生(15歳年度末まで)対象」を削る。

様式第8号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第8号の2を削る。

様式第9号中「第9条」を「第10条」に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項及び様式第2号の 2の改正規定は、令和7年9月1日から施行する。 伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第24号

伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の単身赴任手当に関する規則(平成16年伊賀市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に改める。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(平成28年伊賀市告示第17号)に基づくパートナーシップの宣誓その他他の地方公共団体が実施する同様の制度に基づく宣誓等を行った2者間の関係にある者を含む。)を含む。以下同じ。)が」に改める。

附則

伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第25号

伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則の一部を改正する規則 伊賀市公共施設最適化基金条例施行規則(平成 30 年伊賀市規則第 62 号) の一部を次のように改正する。

第5条中「財務部管財課」を「財務部資産経営課」に改める。

附則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第26号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する 条例施行規則(令和2年伊賀市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(3) 当該基準日前6月以内の期間においてその者の条例第11条の規定により報酬を減額された期間(伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年伊賀市規則第42号)第14条第2項に規定する無給の休暇(以下「無給の特別休暇」という。)によるものを除く。)と地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は伊賀市職員の分限に関する条例(平成16年伊賀市条例第42号)の規定により休職にされたことにより勤務しなかった期間(以下「休職期間」という。)を合算した期間がその者が正規の勤務時間の割振りにより勤務すべき期間の2分の1を超える者

第6条の2に次の1号を加える。

(3) 当該基準日前6月以内の期間においてその者の条例第 11 条の規定により報酬を減額された期間(無給の特別休暇によるものを除く。)と休職期間を合算した期間がその者が正規の勤務時間の割振りにより勤務すべき期間の2分の1を超える者

第6条の4第2項第1号中「よるもの」の次に「及び医師の診断書等により療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるもの」を加える。

別表第1職別標準基準表行政職Bの項中「マイナンバー関係業務補助員」の次に「、戸籍住民基本台帳事務補助員」を加え、同表行政職Cの項中「、こども発達支援センター相談員」を削り、「女性相談員」を「女性相談支援員」に改め、「手話通訳兼障がい福祉業務

員」の次に「、学校図書館司書、ふるさと応援推進員」を加え、同表行政職Dの項中「こども発達支援センター相談員(センター長)」を「こども発達相談員」に改める。

附則

伊賀市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第27号

伊賀市契約規則の一部を改正する規則

伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同項第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同項第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附則

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第28号

伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 伊賀市職員管理職手当の支給に関する規則(平成16年伊賀市規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

防災危機対策局長、部長(医師を除く。)、理事、消	85,000円	
防長、副院長(事務部門)、看護部長、教育委員会事		を
務局長		
		_

Γ

防災危機対策局長、部長(医師を除く。)、消防長、	85,000円
副院長(事務部門)、看護部長、教育委員会事務局長	
理事	78,000円

に改め、

「デジタル自治推進局長」を「防災危機対策局次長」に、「住宅施策推進監」を「清掃施設管理監」に改め、「監査委員事務局長」の次に「、農業委員会事務局長、社会教育推進監」を加え、「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、課長、美術博物館建設準備室長」を「課長」に改め、「、相談支援室長」を削り、「診療所長」の次に「、未来の山づくり推進室長」を加え、「、農業委員会事務局次長」及び「、上野図書館長」を削り、「分署長」を「保育所長、分署長」に改める。

附則

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第29号

Γ

Γ

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則(平成 16 年伊賀市規則第 66 号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2項中「第17条の3第3項第1号の当該勤務に従事する時間等を考慮して」を「第17条の3第3項の」に、「勤務に従事した」を「同条第1項の勤務に従事した」に 改め、同条に次の1項を加える。

- 3 次に掲げる場合には、条例第17条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。
 - (1) 条例第17条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
 - (2) 条例第17条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合 別表中

防災危機対策局長、部長(医師を 除く。)、理事、消防長、副院長 (事務部門)、看護部長、教育委 員会事務局長

を

防災危機対策局長、部長(医師 8,000円 4,000円 を除く。)、消防長、副院長(事 務部門)、看護部長、教育委員

に、

会事務局長		
理事	8,000円	4,000円

「デジタル自治推進局長」を「防災危機対策局次長」に、「住宅施策推進監」を「清掃施設管理監」に改め、「監査委員事務局長」の次に「、農業委員会事務局長、社会教育推進監」を加え、「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、課長、美術博物館建設準備室長」を「課長」に改め、「、相談支援室長」を削り、「診療所長」の次に「、未来の山づくり推進室長」を加え、「、農業委員会事務局次長」及び「、上野図書館長」を削り、「分署長」を「保育所長、分署長」に改める。

附則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第30号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 16 年伊賀市規則第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第2定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

啦号のマハ	職務の級	1級	2級	3級	4級
職員の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	1	174, 700	230, 000	265, 300	298, 800
短時間勤務職	2	175, 800	231, 500	266, 300	300, 300
員以外の職員	3	176, 900	233, 000	267, 300	301, 800
	4	178, 000	234, 500	268, 300	303, 200
	5	179, 100	236, 000	269, 300	304, 600
	6	180, 200	237, 500	270, 300	305, 700
	7	181, 300	239, 000	271, 300	306, 700
	8	182, 400	240, 500	272, 300	307, 900
	9	183, 500	242, 000	273, 300	309, 100
	10	184, 600	243, 400	274, 300	310, 700
	11	185, 800	244, 800	275, 300	312, 300
	12	186, 900	246, 200	276, 400	313, 900
	13	188, 000	247, 400	277, 400	315, 400

14	189, 700	248, 600	278, 700	317, 000	
15	191, 300	249, 800	280, 000	318, 600	
16	192, 900	251, 000	281, 200	320, 200	
17	194, 500	252, 100	282, 500	321, 700	
18	196, 200	253, 200	283, 800	323, 400	
19	197, 800	254, 300	285, 000	325, 000	
20	199, 400	255, 400	286, 200	326, 600	
21	201, 000	256, 400	287, 300	328, 000	
22	202, 700	257, 400	288, 500	329, 700	
23	204, 400	258, 400	289, 800	331, 400	
24	206, 100	259, 400	291, 100	333, 000	
25	207, 400	260, 400	292, 400	334, 200	
26	209, 000	261, 300	293, 400	336, 100	
27	210, 600	262, 200	294, 400	337, 800	
28	212, 100	263, 100	295, 500	339, 400	
29	213, 600	263, 900	296, 600	340, 900	
30	215, 200	264, 700	297, 800	342, 500	
31	216, 800	265, 500	298, 900	344, 100	
32	218, 400	266, 300	300, 100	345, 700	
33	220, 000	267, 000	301, 300	347, 400	
34	221, 700	267, 800	302, 600	349, 200	
35	223, 000	268, 600	303, 900	351, 000	
36	224, 300	269, 300	305, 200	352, 800	
37	225, 600	270, 000	306, 500	354, 300	
38	226, 700	270, 800	307, 800	355, 700	
39	227, 800	271, 600	309, 100	357, 100	
40	228, 900	272, 300	310, 400	358, 500	

	41	230, 000	273, 000	311, 700	360, 000	
	42	231, 100	273, 800	313, 000	360, 800	
	43	232, 200	274, 600	314, 300	361, 800	
	44	233, 300	275, 300	315, 400	362, 800	
	45	234, 400	276, 000	316, 300	363, 700	
	46	235, 400	276, 700	317, 600	364, 800	
	47	236, 400	277, 400	318, 900	365, 700	
	48	237, 300	278, 100	320, 200	366, 700	
	49	238, 200	278, 800	321, 400	367, 600	
	50	239, 100	279, 500	322, 700	368, 300	
	51	239, 900	280, 200	323, 900	369, 000	
	52	240, 700	280, 900	325, 100	369, 600	
	53	241, 400	281, 500	326, 400	370, 000	
	54	242, 000	282, 200	327, 500	370, 600	
	55	242, 600	282, 800	328, 600	371, 300	
	56	243, 200	283, 500	329, 700	372, 000	
	57	243, 800	284, 100	330, 400	372, 300	
	58	244, 400	284, 800	331, 300	373, 000	
	59	245, 000	285, 400	332, 000	373, 700	
	60	245, 500	286, 100	332, 800	374, 300	
	61	246, 000	286, 700	333, 600	374, 600	
	62	246, 400	287, 400	334, 000	375, 100	
	63	246, 700	288, 000	334, 600	375, 700	
	64	247, 000	288, 500	335, 300	376, 300	
	65	247, 300	289, 000	336, 100	376, 600	
	66	247, 600	289, 600	336, 800	377, 200	
	67	247, 900	290, 100	337, 500	377, 900	
·	•	·	·	·	·	

	68	248, 200	290, 700	338, 100	378, 500
	69	248, 500	291, 200	338, 600	378, 900
	70	248, 800	291, 700	339, 200	379, 400
	71	249, 100	292, 300	339, 700	380, 000
	72	249, 400	292, 900	340, 300	380, 500
	73	249, 700	293, 400	340, 600	381, 000
	74	250, 000	293, 900	341, 100	381, 600
	75	250, 300	294, 300	341, 500	382, 100
	76	250, 600	294, 600	341, 900	382, 400
	77	250, 900	294, 800	342, 300	382, 800
	78	251, 200	295, 100	342, 800	383, 300
	79	251, 500	295, 300	343, 300	383, 700
	80	251, 800	295, 600	343, 800	384, 100
	81	252, 100	295, 800	344, 100	384, 500
	82	252, 400	296, 000	344, 500	385, 000
	83	252, 700	296, 300	344, 900	385, 400
	84	253, 000	296, 500	345, 300	385, 800
	85	253, 300	296, 800	345, 600	386, 100
	86	253, 600	297, 100	346, 000	
	87	253, 900	297, 400	346, 400	
	88	254, 200	297, 700	346, 800	
	89	254, 500	298, 000	347, 000	
	90	254, 800	298, 300	347, 400	
	91	255, 100	298, 600	347, 800	
	92	255, 400	299, 000	348, 200	
	93	255, 700	299, 200	348, 400	
	94	256, 000	299, 400	348, 800	
'	•	·	•	·	•

95	256, 300	299, 700	349, 200	
96	256, 600	300, 100	349, 500	
97	256, 900	300, 300	349, 800	
98	257, 200	300, 600	350, 200	
99	257, 500	301, 000	350, 600	
100	257, 800	301, 400	351, 000	
101	258, 100	301, 600	351, 500	
102		301, 900	351, 900	
103		302, 200	352, 300	
104		302, 500	352, 700	
105		302, 700	353, 200	
106		303, 000	353, 600	
107		303, 300	353, 900	
108		303, 600	354, 200	
109		303, 800	354, 700	
110		304, 200		
111		304, 600		
112		304, 900		
113		305, 100		
114		305, 300		
115		305, 600		
116		306, 000		
117		306, 200		
118		306, 400		
119		306, 700		
120		307, 000		
121		307, 400		

122	307, 600	
123	307, 900	
124	308, 200	
125	308, 500	

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日において伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

附則別表(附則第2項関係)

号給の切替表

旧号給	新号給		
	3級	4級	
1	1	1	
2	1	1	
3	1	1	
4	1	1	
5	1	1	
6	2	1	
7	3	1	
8	4	1	
9	5	1	
10	6	2	
11	7	3	

12	8	4
13	9	5
14	10	6
15	11	7
16	12	8
17	13	9
18	14	10
19	15	11
20	16	12
21	17	13
22	18	14
23	19	15
24	20	16
25	21	17
26	22	18
27	23	19
28	24	20
29	25	21
30	26	22
31	27	23
32	28	24
33	29	25
34	30	26
35	31	27
36	32	28
37	33	29
38	34	30
39	35	31
40	36	32

41	37	33
42	38	34
43	39	35
44	40	36
45	41	37
46	42	38
47	43	39
48	44	40
49	45	41
50	46	42
51	47	43
52	48	44
53	49	45
54	50	46
55	51	47
56	52	48
57	53	49
58	54	50
59	55	51
60	56	52
61	57	53
62	58	54
63	59	55
64	60	56
65	61	57
66	62	58
67	63	59
68	64	60
69	65	61

70	66	62
71	67	63
72	68	64
73	69	65
74	70	66
75	71	67
76	72	68
77	73	69
78	74	70
79	75	71
80	76	72
81	77	73
82	78	74
83	79	75
84	80	76
85	81	77
86	82	78
87	83	79
88	84	80
89	85	81
90	86	82
91	87	83
92	88	84
93	89	85
94	90	
95	91	
96	92	
97	93	
98	94	

99	95	
100	96	
101	97	
102	98	
103	99	
104	100	
105	101	
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第31号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成28年伊賀市規則第28号)の一 部を次のように改正する。

別表第1級別職務分類表の表中

 職務の級
 職務の名称

 「
 職務の級
 職務の名称

 4級
 主任保育士、教頭の職務

同表 6 級の項中「デジタル自治推進局次長、防災危機対策局次長、美術博物館建設準備室 長、上野支所長、伊賀支所長、島ヶ原支所長、阿山支所長、大山田支所長、青山支所長」 を「支所長、環境センター所長、浄化センター所長」に改め、「相談支援室長」を「未来の 山づくり推進室長」に改め、「、農業委員会事務局次長」を削り、「及び分署長」を「、給 食センター所長、幼稚園長、保育所長及び分署長」に改め、同表 7 級の項中「デジタル自 治推進局長」を「防災危機対策局次長」に、「及び監査委員事務局長」を「、監査委員事務 局長及び農業委員会事務局長」に改める。

別表第2初任給基準表ア 行政職給料表初任給基準表の表職種の欄中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表第7昇格時号給対応表イ 行政職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。 ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日		昇格後					
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	1	2	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	
14	1	1	1	6	2	1	
15	1	1	1	7	3	1	
16	1	1	1	8	4	1	
17	1	1	1	9	5	1	
18	1	1	1	10	6	2	
19	1	1	1	11	7	3	
20	1	1	1	12	8	4	
21	1	1	1	13	9	5	
22	1	2	2	14	10	5	
23	1	3	3	15	11	6	
24	1	4	4	16	12	6	
25	1	5	5	17	13	7	
26	1	6	6	18	14	7	
27	1	7	7	19	15	8	

28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11
35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15

57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16
73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	

86 34 47 46 87 35 47 46 88 35 48 46 89 35 48 47 90 36 48 47 91 36 48 47 92 36 48 47 93 37 49 47 94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 109 52 49 110 52 11 111 52 11 112 52 11 113 52 11 114 52 <		I .	I	I	 T	
88 35 48 47 90 36 48 47 91 36 48 47 92 36 48 47 93 37 49 47 94 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 109 52 49 110 52 49 111 52 111 112 52 113	86	34	47	46		
89 35 48 47 90 36 48 47 91 36 48 47 92 36 48 47 93 37 49 47 94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 109 52 49 110 52 49 111 52 111 112 52 113	87	35	47	46		
90	88	35	48	46		
91 36 48 47 92 36 48 47 93 37 49 47 94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 109 52 49 110 52 49 110 52 49 111 52 111 112 52 113	89	35	48	47		
92 36 48 47 93 37 49 47 94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	90	36	48	47		
93 37 49 47 94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	91	36	48	47		
94 49 47 95 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 112 113 52 113	92	36	48	47		
95 49 47 96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	93	37	49	47		
96 49 48 97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52	94		49	47		
97 49 48 98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 112 113 52 113	95		49	47		
98 50 48 99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	96		49	48		
99 50 48 100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52	97		49	48		
100 50 48 101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	98		50	48		
101 50 48 102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52 113	99		50	48		
102 50 48 103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	100		50	48		
103 51 49 104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	101		50	48		
104 51 49 105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 112 52 113	102		50	48		
105 51 49 106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52 113	103		51	49		
106 51 49 107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 9 111 52 9 112 52 9 113 52 9	104		51	49		
107 51 49 108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52	105		51	49		
108 52 49 109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52	106		51	49		
109 52 49 110 52 111 52 112 52 113 52	107		51	49		
110 52 111 52 112 52 113 52	108		52	49		
111 52 112 52 113 52	109		52	49		
112 52 113 52	110		52			
113 52	111		52			
	112		52			
114 52	113		52			
	114		52			

115	52		
116	52		
117	53		
118	53		
119	53		
120	53		
121	53		
122	53		
123	53		
124	53		
125	53		

別表第7昇格時号給対応表ロ 教育職給料表昇格時号給対応表の表中「ロ」を「イ」に、

Γ		Γ
	9	

2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	

1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
2
3
4
5

	_	
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		

47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
66
67
68
69
69
70

を

35	
36	
37	
38	
39	_
40	_
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
49	
50	
50	
51	
51	
52	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
57	
58	

に改める。

70	
71	
71	
72	
72	
73	
73	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
74	
75	
75	

58 59 59 60
59
60
60
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63

	_	
75		63
75		63
75		63
76		64
76		64
	· 	<u>. </u>

別表第7昇格時号給対応表へ 医療職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

ウ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日		昇格	各後	
に受けていた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	4
6	1	1	1	4
7	1	1	1	4
8	1	1	1	4
9	1	1	1	4
10	1	1	1	4
11	1	1	1	
12	1	1	1	
13	1	1	1	
14	1	1	1	
15	1	1	1	
16	1	1	1	
17	1	1	1	
18	1	1	1	
19	1	1	1	

20	1	1	1	
21	1	1	1	
22	1	2	1	
23	1	3	1	
24	1	4	2	
25	1	5	2	
26	1	6	2	
27	1	7	3	
28	1	8	3	
29	1	9	3	
30	1	10	3	
31	1	11	4	
32	1	12	4	
33	1	13	4	
34	2	14	5	
35	3	15	5	
36	4	16	5	
37	5	17	5	
38	6	18	5	
39	7	19	5	
40	8	20	5	
41	9	21	5	
42	10	21	5	
43	11	22	5	
44	12	22	5	
45	13	23	5	
46	13	23	5	
47	13	24	5	
48	14	24	5	

49	14	25	5	
50	14	25	5	
51	14	26	5	
52	15	26	5	
53	15	27	5	
54	15	27	5	
55	15	28	5	
56	16	28	5	
57	16	29	5	
58	16	29	5	
59	16	29	5	
60	17	30	5	
61	17	30	5	
62	17	30	5	
63	18	31	5	
64	18	31	5	
65	19	31	5	
66		32	5	
67		32	5	
68		32	5	
69		32	5	
70		32	5	
71		33	5	
72		33	5	
73		33	5	
74		33		
75		33		
76		34		
77		34		

78	34	
79	34	
80	34	
81	35	
82	35	
83	35	
84	35	
85	35	

別表第7の2降格時号給対応表イ 行政職給料表降格時号給対応表を次のように改める。

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日		降格後				
に受けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	21	21	9	13	17
2	33	22	22	10	14	18
3	33	23	23	11	15	19
4	34	24	24	12	16	20
5	35	25	25	13	17	22
6	36	26	26	14	18	24
7	38	27	27	15	19	26
8	39	28	28	16	20	28
9	41	29	29	17	21	30
10	42	30	30	18	22	32
11	43	31	31	19	23	34
12	44	32	32	20	24	36
13	45	33	33	21	25	40
14	46	34	34	22	26	44
15	47	35	35	23	27	65
16	48	36	36	24	28	72
17	49	37	37	25	29	73

18	50	38	38	26	30	73
19	51	39	39	27	31	73
20	52	40	40	28	32	73
21	54	41	41	29	33	73
22	56	42	42	30	34	73
23	58	43	43	31	35	73
24	60	44	44	32	36	73
25	62	45	45	33	37	73
26	64	46	46	34	38	73
27	66	47	47	35	39	73
28	68	48	48	36	40	73
29	71	49	49	37	42	73
30	74	50	50	38	44	73
31	77	51	51	39	46	73
32	80	52	52	40	48	73
33	83	54	53	41	50	73
34	86	56	54	42	52	73
35	89	58	55	43	54	73
36	92	60	56	44	56	73
37	93	61	59	45	58	73
38	93	62	62	46	68	73
39	93	63	65	47	80	73
40	93	64	68	48	84	73
41	93	66	71	49	85	73
42	93	68	74	50	85	73
43	93	70	77	51	85	73
44	93	72	80	52	85	73
45	93	77	84	53	85	73
46	93	82	88	54	85	

47	93	87	95	55	85	
48	93	92	102	56	85	
49	93	97	109	57	85	
50	93	102	109	58	85	
51	93	107	109	59	85	
52	93	116	109	60	85	
53	93	125	109	61	85	
54	93	125	109	62	85	
55	93	125	109	63	85	
56	93	125	109	64	85	
57	93	125	109	65	85	
58	93	125	109	66	85	
59	93	125	109	67	85	
60	93	125	109	72	85	
61	93	125	109	77	85	
62	93	125	109	80	85	
63	93	125	109	81	85	
64	93	125	109	82	85	
65	93	125	109	83	85	
66	93	125	109	84	85	
67	93	125	109	85	85	
68	93	125	109	85	85	
69	93	125	109	85	85	
70	93	125	109	85	85	
71	93	125	109	85	85	
72	93	125	109	85	85	
73	93	125	109	85	85	
74	93	125	109	85		
75	93	125	109	85		

76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	
85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			

105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93			
111	93			
112	93			
113	93			
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			
123	93			
124	93			
125	93			

別表第7の2降格時号給対応表ロ 教育職給料表降格時号給対応表の表中「ロ」を「イ」 に、

49
50
51
52
53

61
62
63
64
65

54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82

66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94

83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
110
112
114

97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
110
112
114
116
117
118
119
120
122
124
126
128
130
150
155

を

に改める。

116 117 118 119 120 122 124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157		
118 119 120 122 124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	116	
119 120 122 124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	117	
120 122 124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	118	
122 124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	119	
124 126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	120	
126 128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	122	
128 130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	124	
130 150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	126	
150 155 157 157 157 157 157 157 157 157 157	128	
155 157 157 157 157 157 157 157	130	
157 157 157 157 157 157 157 157 157 157	150	
157 157 157 157 157 157 157 157 157 157	155	
157 157 157 157 157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157 157	157	
157 157 157 157	157	
157 157 157	157	
157 157	157	
157	157	
	157	
157	157	
	157	

157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157
157

157		
157		
157		
157		
157		
157		
157		
157		
157		
	_	

別表第7の2降格時号給対応表ハ 医療職給料表降格時号給対応表を次のように改める。 ウ 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日	降格後			
に受けていた号給	1級	2級	3級	4級
1	33	21	23	1
2	34	22	26	2
3	35	23	30	3
4	36	24	33	10
5	37	25	73	10
6	38	26	73	10
7	39	27	73	10
8	40	28	73	10
9	41	29	73	
10	42	30	73	
11	43	31		
12	44	32		
13	47	33		
14	51	34		
15	55	35		

16 59 36 17 62 37 18 64 38 19 65 39 20 65 40 21 65 42 22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85 43 65 85			Γ	T	
18 64 38 19 65 39 20 65 40 21 65 42 22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 40 65 85 41 65 85	16	59	36		
19 65 39 20 65 40 21 65 42 22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85	17	62	37		
20 65 40 21 65 42 22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	18	64	38		
21 65 42 22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	19	65	39		
22 65 44 23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	20	65	40		
23 65 46 24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	21	65	42		
24 65 48 25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	22	65	44		
25 65 50 26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	23	65	46		
26 65 52 27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	24	65	48		
27 65 54 28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	25	65	50		
28 65 56 29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	26	65	52		
29 65 59 30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	27	65	54		
30 65 62 31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	28	65	56		
31 65 65 32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	29	65	59		
32 65 70 33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	30	65	62		
33 65 75 34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	31	65	65		
34 65 80 35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	32	65	70		
35 65 85 36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	33	65	75		
36 65 85 37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	34	65	80		
37 65 85 38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	35	65	85		
38 65 85 39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	36	65	85		
39 65 85 40 65 85 41 65 85 42 65 85	37	65	85		
40 65 85 41 65 85 42 65 85	38	65	85		
41 65 85 42 65 85	39	65	85		
42 65 85	40	65	85		
	41	65	85		
43 65 85	42	65	85		
	43	65	85		
44 65 85	44	65	85		

45 65 85 46 65 85 47 65 85 48 65 85 49 65 85 50 65 85 51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 85 9 65 85 9 66 85 9 67 65 85 69 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85				
47 65 85 48 65 85 49 65 85 50 65 85 51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 57 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 85 9 65 85 9 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	45	65	85	
48 65 85 49 65 85 50 65 85 51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 85 9 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	46	65	85	
49 65 85 50 65 85 51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 85 9 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85	47	65	85	
50 65 85 51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 63 65 85 64 65 85 65 85 9 66 65 85 66 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	48	65	85	
51 65 85 52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	49	65	85	
52 65 85 53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	50	65	85	
53 65 85 54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	51	65	85	
54 65 85 55 65 85 56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	52	65	85	
55 65 85 56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	53	65	85	
56 65 85 57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	54	65	85	
57 65 85 58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	55	65	85	
58 65 85 59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	56	65	85	
59 65 85 60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	57	65	85	
60 65 85 61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	58	65	85	
61 65 85 62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	59	65	85	
62 65 85 63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	60	65	85	
63 65 85 64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	61	65	85	
64 65 85 65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	62	65	85	
65 65 85 66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	63	65	85	
66 65 85 67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	64	65	85	
67 65 85 68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	65	65	85	
68 65 85 69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	66	65	85	
69 65 85 70 65 85 71 65 85 72 65 85	67	65	85	
70 65 85 71 65 85 72 65 85	68	65	85	
71 65 85 72 65 85	69	65	85	
72 65 85	70	65	85	
	71	65	85	
73 65 85	72	65	85	
	73	65	85	

74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この条において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、 昇格、昇給等の基準に関する規則第22条又は第23条の2の規定を適用する。

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第32号

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市社会福祉事務所設置条例施行規則(平成16年伊賀市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

こども未来課	こども家庭係	
こども家庭支援課	母子保健・こども相談係	を
保育幼稚園課	保育係	

Γ

こども政策課	児童福祉係
こどもの育ち支援課	こども家庭相談係
保育幼稚園課	保育認定係

に改める。

第3条の表中

Γ

こども未来課	健康福祉部こども未来課
こども家庭支援課	健康福祉部こども家庭支援課

を

Γ

こども政策課	健康福祉部こども政策課) テコケ
こどもの育ち支援課	健康福祉部こどもの育ち支援課	に改る

に改める。

附則

伊賀市職員採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第33号

伊賀市職員採用試験に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員採用試験に関する規則(平成 16 年伊賀市規則第 42 号)の一部を次のように 改正する。

第5条第1項ただし書を削る。

附則

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第34号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則(平成16年伊賀市規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育支援委員会委員の項を削る。

別表第2DXアドバイザーの項を削る。

附則

伊賀サービスエリア運営委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第35号

伊賀サービスエリア運営委員会の設置に関する規則の一部を改正する規則 伊賀サービスエリア運営委員会の設置に関する規則(平成17年伊賀市規則第26号)の 一部を次のように改正する。

第4条第2項中「が互選する」を「の互選により定める」に、同条第4項中「委員長が欠けたとき又は事故あるときは、副委員長がその」を「副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その」に改める。

第5条第1項中「会議は」を「会議(以下「会議」という。)は」に、「、その」を「、 委員長がその」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

第5条第2項中「以上」の次に「の者」を加え、同条第3項中「委員会」を「会議」に改め、「、会議を」を削り、同条第4項中「委員会」を「会議」に改める。

第6条中「産業振興部」を「産業農林部」に改める。

附則

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第36号

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則 伊賀市介護保険規則(平成 16 年伊賀市規則第 142 号)の一部を次のように改正する。 様式第 32 号中「療養等」を「医療院等」に改める。

附則

伊賀市上下水道部における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める 職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第37号

伊賀市上下水道部における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市上下水道部における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成 16 年伊賀市規則第 230 号)の一部を次のように改正する。

本則中「営業課長」を削る。

附則

伊賀市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第38号

伊賀市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市駐車場条例施行規則(平成 16 年伊賀市規則第 180 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市営上野公園第2駐車場 市営上野公園第3駐車場 」を削り、同条第2号中「市営上野公園第1駐車場」を「市営上野公園駐車場」に改める。

第4条第4号中「市営上野公園第2駐車場又は市営上野公園第3駐車場」を「市営白鳳門駐車場、市営上野公園駐車場、市営だんじり会館駐車場又は市営城北駐車場」に改め、同条第5号中「市営上野公園第3駐車場」を「市営白鳳門駐車場、市営だんじり会館駐車場又は市営城北駐車場」に改める。

第5条第3項中「駐車許可書」を「駐車許可証」に、「「許可書」」を「「許可証」」に改め、 同条第4項中「許可書」を「許可証」に改める。

様式第2号中「伊賀市駐車場施行規則」を「伊賀市駐車場条例施行規則」に改める。 様式第6号中「市営上野公園第3駐車場」を「市営駐車場」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の伊賀市駐車場条例施行規則第5条第3項の規定により発行された駐車許可証で現に効力を有するものは、改正後の伊賀市駐車場条例施行規則第5条第3項の規定により発行された駐車許可証とみなす。

伊賀市職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第39号

伊賀市職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員等の旅費の支給に関する規則(平成29年伊賀市規則第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市職員等の旅費に関する条例施行規則

第3条を次のように改める。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

- 第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - (2) 条例第3条第1項又は第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその扶養親族の旅行について条例第17条第1項又は条例第19条第1項若しくは第3項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該扶養親族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により 旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(扶養親族移転旅費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費(扶養親族移転旅費のうちこれらに相当する部

分を含む。)並びに転居費については、当該各種目について条例第14条、第15条、第17条第1項及び第18条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第4条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条中「の規定により支給する旅費の額」を「に規定する規則で定める金額」に、「に掲げる額によるもの」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「、航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下この条」を「次号」に、「場合には、その」を「場合 その」に改め、同条第2号中「場合には、前号」を「場合 前号」に改め、「(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該 扶養親族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは扶養親族の責めに 帰することができない事情

第5条第2項中「行う自家用車」を「行う自家用自動車等」に、「より自家用車」を「より自家用自動車等」に改める。

第7条第1項中「、信頼する」を「信頼する」に改め、「ものとする」を削り、同条第3項中「航空と」を「航空路」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「扶養親族 転居旅程明細書」を「扶養親族移転旅程明細書」に改める。

第9条第1項中「第10条第1項第2号に規定する」を「第9条第1項第2号に掲げる」 に改め、同条第2項中「第10条第1項第3号に規定する」を「第9条第1項第4号に掲げる」 に改める。 第10条中「第13条第2項」を「第12条第3項」に、「規則に」を「規則で」に改める。 第11条を削り、第12条を第11条とする。

様式第3号中「宿泊料」を「宿泊費又は包括宿泊費」に改める。

様式第4号中「宿泊料」を「宿泊費又は包括宿泊費」に、「移転料」を「転居費」に改める。

様式第5号中「扶養親族転居旅程明細書」を「扶養親族移転旅程明細書」に、「宿泊料」 を「宿泊費又は包括宿泊費」に、「移転料」を「転居費」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊賀市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発した旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

伊賀市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第40号

伊賀市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の住居手当に関する規則(平成16年伊賀市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(平成28年伊賀市告示第17号)に基づくパートナーシップの宣誓その他他の地方公共団体が実施する同様の制度に基づく宣誓等を行った2者間の関係にある者を含む。)を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(平成28年伊賀市告示第17号)に基づくパートナーシップの宣誓その他他の地方公共団体が実施する同様の制度に基づく宣誓等を行った2者間の関係にある者を含む。)を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第3条第2項中「条例第8条第2項第1号の規定により」及び「「配偶者」に含むこととされた」を削り、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に改める。

第4条中「同項第2号」を「同項第3号」に、「伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例第274号)の適用を受ける職員、伊賀市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例第60号)の適用を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)の適用を受ける職員及び国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

附 則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第41号

伊賀市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給与の支給に関する規則(平成16年伊賀市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第7条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項と する。

第7条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項 を第5項とし、第7項を第6項とする。

第8条に次の1項を加える。

2 条例第9条の3第1項第2号の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情」には、 伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(平成28年伊 賀市告示第17号)に基づくパートナーシップの宣誓その他他の地方公共団体が実施する 同様の制度に基づく宣誓等を行った2者間の関係を含むものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年伊賀市条例第7号) 附則第3項の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情」には、伊賀市パートナー シップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(平成28年伊賀市告示第17号) に基づくパートナーシップの宣誓その他他の地方公共団体が実施する同様の制度に基づ く宣誓等を行った2者間の関係を含むものとする。

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第42号

伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 伊賀市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年伊賀市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「非常勤」を「市長の定める者に限り、かつ、非常勤」に改める。 第6条第1項第5号中「県費負担教職員」の次に「(市長の定める者に限る。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第43号

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則(平成22年伊賀市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を削る。

附則

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第44号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施 行規則の一部を改正する規則

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則(平成27年伊賀市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3項第2号中「かしのみ園へ入所した」を「伊賀市インクルーシブ教育・保育事業又は伊賀市心身障がい児療育保育事業を利用している」に改める。 附 則

伊賀市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第45号

伊賀市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(伊賀市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 伊賀市建築基準法施行細則 (平成16年伊賀市規則第173号) の一部を次のように 改正する。

本則中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第3条第1項中「(法」を「(法第87条の4又は法」に、「の正本」を「は、正本」に 改め、同項2号中「接する」を「近接する」に改め、同項第4号中「(正本及び副本以外 に1部)」を削り、同条第2項中「第1条の3第1項」の次に「、省令第2条の2第1項」 を加え、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第8条の2中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第9条中「第16項又は第19項」を「第20項又は第28項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)」に改める。

第10条第1項中「第24条」を「第23条」に改め、同項の表3の項中「滅失した」を「滅失し、又は損壊した」に、「建築する」を「建築、大規模の修繕又は模様替をする」 に改める。

第20条第4号中「承諾書」を「の承諾書」に改める。

第21条中「第5項」を「第6項」に改める。

第23条中「の手続」を削り、「三重県知事が行う当該手続きの例により」を「省令第10条の23第1項第1号に掲げる申請書の正本及び副本に、それぞれ省令の規定によるもののほか、全体計画に係るそれぞれの工事ごとの第3条第1項各号に掲げる書類を添付して」に改める。

第24条中「第1条の3第1項」を「第1条の3」に改める。

様式第4号から様式第6号までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第11号の2中「第144条の4第2項」を「第144条の4第1項及び第2項」に改める。

(伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 伊賀市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年伊賀市規則第53号)の一部を次のように改正する。

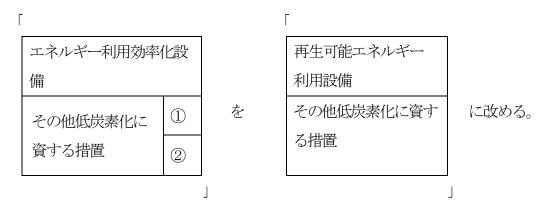
第4条第1項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「建築基準法第6条の3第1項本文の」を「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とする。

(伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 (平成25年伊賀市規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表第1中「第6条の3第1項本文の」を「第6条の3第1項に規定する」に、「同項 ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか」を「同 項各号に掲げる確認審査」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第2号中「建築主」を「認定建築主」に改め、



(伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年伊賀市規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等(第2条の2一第3条)

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第4条—第12条) 附則

第2条の2を次のように改める。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書)

第2条の2 省令第3条第1項の表(い)の項に掲げる付近見取図は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

第2条の3第1項中「第11条」を「第13条」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」 に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

第2条の4中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第11条」を「第13条」に 改める。

第2条の5中「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第2条の6中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

「第1章の3 建築物の建築に関する届出等」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第 1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改める。

第5条第1項中「第23条第1項」を「第20条第1項」に、「第24条の3第2項第1号」を「省令第23条第2項第1号」に、「別表第1の3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第3項中「第23条第3項」を「第20条第3項」に改める。

第7条中「第25条第2項」を「第24条第2項」に、「第36条第1項」を「第31条第 1項」に、「第28条」を「第27条」に改める。

第8条中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「法第31条第1項」に改める。

第9条中「第26条」を「第25条」に改める。

第10条中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「法第31条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改める。

第11条中「第38条」を「第33条」に改める。

第12条中「第39条」を「第34条」に改める。

第3章を削る。

別表第1及び別表第1の2を削る。

別表第1の3中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第35条第1項 第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第 36条第2項」を「第31条第2項」に、「第6条の3第1項本文の」を「第6条の3第1 項に規定する」に、「同項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適 合するかどうか」を「同項各号に掲げる確認審査」に、「建築主事」を「建築主事等」に 改め、同表を別表第1とする。

別表第2中「、第14条」を削る。

別表第3を削る。

様式第1号中「第11条」を「第13条」に改め、「(非住宅部分に係る部分に限る。)」 を削り、「第3条」を「第5条」に改める。

様式第1号の2中「(非住宅部分に係る部分に限る。)」を削り、「第3条」を「第5条」 に改める。

様式第1号の3中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

「第34条第1項 「第29条第1項 様式第4号中「、第15条」を削り、 第36条第1項 を 第31条第1項」 第41条第1項」

改める。

様式第5号中「第26条」を「第25条」に改める。

「第35条第1項 「第29条第1項 様式第6号中「、第16条」を削り、 第36条第1項 を 第31条第1項」 第41条第2項」

改める。

様式第7号中「第38条」を「第33条」に改める。

「第35条第1項 様式第8号中「、第17条」を削り、 を「第30条第1項」に、 第41条第1項

「第39条 を「第34条」に改める。 第42条」 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (伊賀市建築基準法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際第1条の規定による改正前の様式第4号から様式第6号まで及び 様式第11号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する ことができる。

(伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前の伊賀市都市の低炭素化の促進に 関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている確認書は、この規則による改正後 の伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則に基づいて提出された確認書とみ なす。
- 4 この規則の施行の際第3条の規定による改正前の様式第2号による用紙で、現に残存 するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正に伴う 経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 6 この規則の施行の際第4条の規定による改正前の様式第1号、様式第1号の3、様式 第4号及び様式第5号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使 用することができる。

伊賀市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第46号

伊賀市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市印鑑条例施行規則(平成16年伊賀市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「登録申請者の住所、氏名及び出生の年月日」を「当該印鑑登録申請書に記載された事項」に、「照合し、かつ、当該申請が条例の規定に適正であることを確認して受理」を「照合するほか、その他必要な事項について確認」に改め、同条第3項中「登録申請者」を「次の各号のいずれかの方法により登録申請者」に改め、「運転免許証、健康保険証等で」を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 官公署の発行する免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の写真に割印若しくは浮出しプレス等の証印があるもの又は特殊加工してあるもののうちいずれか1点を確認する方法
- (2) 基礎年金番号通知書、公的年金の証書、介護保険被保険者証又は各種医療受給者証等の本人であることが確認できる書類のうちいずれか2点を確認する方法

第3条第1項中「よる」を「より行う」に、「の運転免許証、健康保険証等で」を「が当該回答書を持参したときは、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合における本人確認については、前条第3項の規定を準用する。

第3条第3項中「親展」を削る。

第4条中「様式第4号」の次に「(条例第3条第1項の規定による申請をした者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)である場合は、様式第5号)」を加え、ただし書を削る。

第6条中「よる」を「より行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合における当該届出をした者の本人確認については、第2条第3項の規定を準用する。

第8条中「よる」を「より行う」に改める。

第9条中「様式第9号」の次に「(条例第3条第1項の規定による申請をした者が外国人住民である場合は、様式第10号)」を加え、ただし書を削る。

第10条中「よる」を「より行う」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合における当該申請をした者の本人確認については、第2条第3項の規定を準用する。

第12条第2項後段を次のように改める。

この場合における当該届出をした者の本人確認については、第2条第3項の規定を準用する。

第13条第1項後段を次のように改める。

この場合において、当該申出をした者の本人確認を行うものとする。

第13条第2項中「運転免許証、健康保険証等で本人確認し」を「当該交付の申請をした者の本人確認をし」に改め、同条第3項中「なお、その際の本人確認は、運転免許証、健康保険証等によりする」を「この場合において、当該取り下げの申出をした者の本人確認を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定により行う本人確認については、第2条第3項の規定を準用する。 様式第2号中「・健康保険証」を削る。

様式第6号中「が必要な」を「を取得する」に、「を持参してください」を「と本人確認 書類が必要です」に、「ときも必ずこの登録証」を「ときも、必ずこの登録証と代理人の本 人確認書類」に改める。

様式第7号中「・保」及び「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式第7号による用紙で、現に残存する ものは、なお使用することができる。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第47号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則 (職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成16年伊賀市規則第49号)の 一部を次のように改正する。

第20条第1項第3号中「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に改める。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 伊賀市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成16年伊賀市規則第70号)の 一部を次のように改正する。

第1条の2及び第10条第7項中「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に 改める。

(伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 伊賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年伊賀市規則 第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1第7号中「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に改める。

附則

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第48号

伊賀市出納員等設置規則の一部を改正する規則

伊賀市出納員等設置規則(平成16年伊賀市規則第75号)の一部を次のように改正する。 第2条の見出し中「出納員」の次に「の設置」を加え、同条第2項中「出納員」を「市 長」に、「別表」を「別表第1」に改め、「箇所に」の次に「出納員を」を加え、同条第3 項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条の見出し中「及び物品取扱員」を「の設置」に改め、同条第1項中「出納員」を「市長は、出納員」に、「必要な」を「別表第2に掲げる設置」に改め、「若しくは物品取扱員又はその両方」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「又は物品取扱員」を削り、「合議の上、当該」を「当該」に、「職氏名」を「氏名」に、「につき市長に内申し」を「を通知し」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条を次のように改める。

(出納員及び現金取扱員の任命)

- 第4条 別表第1の設置箇所欄に所属する職員で同表職欄に掲げる者又は別表第2設置箇所に所属する職員で同表職欄に掲げる者は、別に辞令を用いることなく、第2条第2項に規定する出納員又は第3条第1項に規定する現金取扱員(以下「出納員等」という。) に命ぜられたものとする。
- 2 任命権者が市長でない職員が出納員等に命ぜられたときは、当該出納員等にある期間は、市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

別表を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

設置箇所職		委任事項	
未来政策部	未来政策課	課長	所管事務に係る現金の収納

	広聴広報課		
総務部	総務課	課長	所管事務に係る現金の収納
	契約監理課		
地域力創造部	地域創生課	課長	所管事務に係る現金の収納
	文化振興課		
	スポーツ振興課		
	公共交通課		
財務部	資産経営課	課長	所管事務に係る現金の収納
	課税課		
	収税課		
地域連携部	住民自治推進課	課長	所管事務に係る現金の収納
	上野支所	支所長	
	伊賀支所		所管事務に係る現金及び所
	島ヶ原支所		管事務に属さない収納金の
	阿山支所		収納
	大山田支所		
	青山支所		
人権生活環境部	人権政策課	課長	所管事務に係る現金の収納
	同和課		
	多文化共生課		
	住民課		所管事務に係る現金、斎苑
			使用料(遺体及び遺胎の火
			葬)、粗大ごみ処理券の取
			扱手数料及び指定ごみ袋差
			額シールの取扱手数料の収
			納、し尿処理券
	市民生活課		所管事務に係る現金の収納
	廃棄物対策課		
環境センター		所長	

さくらリサイクルセ	ンター		
浄化センター			
健康福祉部	医療福祉政策課	課長	所管事務に係る現金の収納
	障がい福祉課		
	生活支援課		
	こども政策課		
	こどもの育ち支援課		
	こどもの育ち支援課子育て	室長	
	支援室		
	保育幼稚園課	課長	
	介護高齢福祉課		
	地域包括支援センター	所長	
	保険年金課	課長	
	健康推進課		
産業農林部	農林振興課	課長	所管事務に係る現金の収納
	農村整備課		
建設部	建設管理課	課長	所管事務に係る現金の収納
	道路河川課		
	都市計画課		
	建築課		
	住宅課		
消防本部	消防総務課	課長	所管事務に係る現金の収納
出納室		室長	所管事務に係る現金の収納
市議会事務局	議事課	課長	所管事務に係る現金の収納
教育委員会事務局	教育総務課	課長	所管事務に係る現金の収納
	学校教育課		
	生涯学習課		
	文化財課		
上野図書館		館長	

	いがっこ給食センター夢	所長	
--	-------------	----	--

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

委任を受

	支援室
	保育幼稚園課
	介護高齢福祉課
	地域包括支援センター
	保険年金課
	健康推進課
建設部	建設管理課
	道路河川課
	住宅課
出納室	
教育委員会事務局	学校教育課
	生涯学習課
	文化財課
上野図書館	
いがっこ給食センター夢	

附則

伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第49号

伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年伊賀市規則第41号)の 一部を次のように改正する。

別表第1中「上下水道事業管理者 危機管理監 デジタル自治推進局長」を「防災危機 対策局長 未来政策部長」に、「企画振興部長」を「地域力創造部長」に、「産業振興部 長」を「産業農林部長」に改める。

別表第2中「デジタル自治推進局次長」を「未来政策部次長」に、「企画振興部次長」を「地域力創造部次長」に、「健康福祉部次長」を「健康福祉部次長(医療福祉健康担当)」に、「産業振興部次長」を「産業農林部次長(農林担当)」に、「消防本部消防次長(本部担当)」を「消防本部消防次長(本部事務担当)」に、「教育委員会事務局社会教育推進監」を「教育委員会事務局次長」に改める。

附則

伊賀市立保育所(園)における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第50号

伊賀市立保育所(園)における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の 徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。 以下「法」という。)附則第8条第2項の規定により準用する法第17条第4項の規定に 基づき、伊賀市立保育所(園)の児童の保護者(次条において「保護者」という。)か ら徴収する災害共済給付に係る共済掛金(法附則第8条第2項において準用する法第17 条第1項に規定する災害共済給付に係る共済掛金をいう。以下「共済掛金」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

- 第2条 法附則第8条第2項において準用する法第17条第4項の規定により保護者から徴収する共済掛金の1人当たりの年額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 伊賀市立保育所(園)の児童(次号に掲げる者を除く。) 210円
 - (2) 伊賀市立保育所(園)の児童のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施 行令(平成15年政令第369号)附則第5条第1項ただし書に規定する要保護児童(次 条において「要保護児童」という。) 24円

(法第17条第4項ただし書の適用)

第3条 各年度の5月1日(同日後に新たに法附則第8条第2項において準用する法第16条第1項の同意をした場合にあっては、当該同意をした日)において、要保護児童に該当する者に係る共済掛金は、法附則第8条第2項において準用する法第17条第4項ただし書の規定により、徴収しない。

(納入方法及び時期)

第4条 共済掛金は、伊賀市立保育所(園)長を経由して、市が指定する日までに市へ納入しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

伊賀市工場誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第51号

伊賀市工場誘致条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市工場誘致条例施行規則(平成 16 年伊賀市規則第 150 号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第21条を第22条とする。

第20条中「第11条第4項」を「第12条第4項」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第10条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

(「ゆめぽりす伊賀クリエイトランド」の土地譲渡に関する特例)

- 第10条 指定工場を設置する者は、親会社とその子会社(親会社がその株式のすべてを所有している子会社に限る。以下この条において同じ。)の間で別表第2に掲げる土地の譲渡が行われた場合において、次の各号の要件をいずれも満たすときは、条例第6条に規定する用地取得助成措置の適用を受けることができる。
 - (1) 親会社がその子会社から当該土地を取得した時点、又は子会社がその親会社から当該土地を取得した時点において、条例第6条第1項第1号に規定する要件を満たしていること。
 - (2) 親会社及びその子会社のいずれもが、過去に当該土地に係る条例第6条に規定する 用地取得助成措置の適用を受けていないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

別表第3中「第10条」を「第11条」に改める。

様式第9号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第9-1号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「第11条第2項」を「第12

条第2項」に改める。

様式第 10 号中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に、「第 11 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に改める。

様式第 11 号中「第 11 条関係」を「第 12 条関係」に、「第 11 条第 4 項」を「第 12 条第 4 項」に改める。

様式第12号中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項第1号」を「第20条第1項第1号」に改める。

様式第13号中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項第2号」を「第20条第1項第2号」に改める。

様式第 14 号中「第 19 条関係」を「第 20 条関係」に、「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 20 条第 1 項第 3 号」に改める。

様式第 15 号中「第 19 条関係」を「第 20 条関係」に、「第 19 条第 1 項第 4 号」を「第 20 条第 1 項第 4 号」に改める。

様式第 16 号中「第 19 条関係」を「第 20 条関係」に、「第 19 条第 1 項第 5 号」を「第 20 条第 1 項第 5 号」に改める。

様式第17号中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項第6号」を「第20条第1項第6号」に改める。

様式第 18 号中「第 14 条関係」を「第 15 条関係」に、「第 14 条第 3 項」を「第 15 条第 3 項」に改める。

様式第 19 号中「第 14 条関係」を「第 15 条関係」に、「第 14 条第 5 項」を「第 15 条第 5 項」に改める。

様式第20号中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第14条第6項」を「第15条第 6項」に改める。

様式第21号中「第11条」を「第12条」に改める。

附則